

## 【表紙】

|                |  |
|----------------|--|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書  |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項   |
| 【提出先】          | 関東財務局長   |
| 【提出日】          | 平成21年6月26日   |
| 【会社名】          | 関西ペイント株式会社   |
| 【英訳名】          | KANSAI PAINT CO.,LTD.  |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 小林 正受  |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。  |
| 【本店の所在の場所】     | 兵庫県尼崎市神崎町33番1号（本店は左記の場所に登記しておりますが、<br>実際上の本社業務は本社事務所でっております。）  |
| 本社事務所の所在の場所    | 大阪市中央区今橋2丁目6番14号   |
| 【縦覧に供する場所】     | 関西ペイント株式会社 本社事務所<br>（大阪市中央区今橋2丁目6番14号）<br>関西ペイント株式会社 東京事業所<br>（東京都大田区南六郷3丁目12番1号）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号）<br>株式会社大阪証券取引所<br>（大阪市中央区北浜1丁目8番16号） |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である小林正受は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、全社的な内部統制については、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点を評価の対象としております。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲は、前連結会計年度の売上高の概ね2 / 3 に達している事業拠点を評価の対象とし、当該事業拠点の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。

更に、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成21年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。